

令和8年度 入湯税が充てられる関係経費

入湯税については、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるために課すものです。

歳入歳出予算における入湯税が充てられる費用は、次のとおりです。

【歳入】

（単位：千円）

項目	予算額
入湯税	4,269

【歳出】入湯税の具体的事業費への充当

（単位：千円）

事業名		予算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
環境衛生施設の整備	し尿処理に関する経費	97,553	0	97,553
	一般廃棄物最終処分に要する経費	24,961	0	24,961
	一般廃棄物処理に要する経費	35,542	124	35,418
	小計	158,056	124	157,932
鉱泉源の保護管理施設	温泉供給に要する経費	53,122	51,908	1,214
	小計	53,122	51,908	1,214
観光施設の整備	自然とみどりの村施設管理に要する経費	31,280	23,059	8,221
	野遊びフィールド管理運営に要する経費	1,802	624	1,178
	町民スキー場管理運営に要する経費	1,222	1,188	34
	総合グランド管理運営に要する経費	10,216	326	9,890
	温水プール管理運営に要する経費	11,603	1,890	9,713
	小計	56,123	27,087	29,036
観光振興 （観光施設の整備除く）	観光協会運営補助に要する経費	7,876	5,200	2,676
	小計	7,876	5,200	2,676
合計		275,177	84,319	190,858
一般財源のうち入湯税				4,269

地方税法（※抜粋）

第四節 入湯税 （入湯税）

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする。